

2013 年 01 月 05 日

「LT会」会報第 13-01 号(総 120 号)

上海 LT コンサルティンググループ

労働契約法の改正について

2012 年 12 月 28 日、第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 30 回会議において「『中華人民共和国労働契約法』の改正」が決定されました。

今回の法改正では、労務派遣に関する規制が強化されました。ポイントは以下の通りです。

- ① 労務派遣単位(企業)設立について行政許可制度を実施すること。
- ② 被派遣労働者が派遣先企業の労働者との同一労働同一報酬を享受する権利を適切に擁護すること。
- ③ 労務派遣雇用を行う職場の範囲を厳格に制限すること。
- ④ 労務派遣に関する罰則規定を労務派遣単位と雇用単位別に追加設定すること。
- ⑤ 法律改正時の移行が円滑に行われるように経過措置が考慮されること。

労働契約法は当決定に基づき修正後、新たに公布される形で 2013 年 7 月 1 日から施行されます。

＜労働契約法の改正点＞

項目	旧規定 (～2013 年 6 月 30 日)	新規定 (2013 年 7 月 1 日～)
第 5 章特別規定 第 2 節 労務派遣		
第 57 条	労務派遣単位は、公司法の関係する規定に照らして設立しなければならず、登録資本金は <u>50 万元</u>を下回ってはならない。	労務派遣業務に従事する単位は下記の条件を満たさなければならない。 (一) 登録資本金は <u>200 万元</u>を下回ってはならない； (二) 事業展開に相応しい固定的な経営場所と施設を有する； (三) 法律、行政法規に合致して規定した労務派遣管理制度を有する； (四) 法律、行政法規で規定するその他の条件。 労務派遣業務を経営する者は、労働行政部門に対し法に依り行政許可を申請しなければならない。許可された者は、法に依り相応の会社登記手続きを行わなければならない。許可されなない者は、いかなる単位または個人も労務派遣業務を経営してはならない。
第 63 条	被派遣労働者は、雇用単位の労働者との同一労働同一賃金の権利を有する。雇用単位に同類の職場の労働者がいない場合、雇用単位所在地の同等或いは近似の職場労働	被派遣労働者は、雇用単位の労働者との同一労働同一賃金の権利を有する。雇用単位は「同一労働同一賃金の原則」に基づき、被派遣労働者に対し、当単位の同類の職場に配置された労働者と同等の労働報酬配分方法を実行しなければならない。雇用単位に同類の職場の労働者がいない場合、雇用単位所在地の同等或いは近似の職場労働者の労働報酬を参照して確定する。

	者の労働報酬を参照して確定する。	労働派遣単位は、被派遣労働者と締結した労働契約並びに雇用単位と締結した労働派遣協議に記載或いは約定される非派遣労働者に支払う労働報酬は、前項規定に合致しなければならない。
第 66 条	労働派遣は一般に、臨時性、補助性或いは代替性の職場において実施する。	労働契約による雇用が我が国企業の基本的な雇用形式である。労働派遣による雇用は補充的な形式であり、臨時性、補助性或いは代替性の職場のみにおいて実施する。 前項に規定する臨時性の職場とは、継続期間が 6 ヶ月を超えない職場を指し、補助性の職場とは、主たる業務を行う職場にサービスを提供する主たる業務以外の職場を指し、代替性の職場的とは、雇用単位の労働者が職場を離れての研修、休暇等の要因により仕事ができない一定の間に、その他の労働者が代って勤務できる職場を指す。 雇用単位は、派遣労働による雇用者数を厳格にコントロールしなければならない。総雇用者数の一定比率を超えてはならない。具体的な比率は、国務院労働行政部門が規定する。
第 7 章 法律責任		
第 92 条	労働派遣単位が本法の規定に違反した場合、労働行政部門及びその他の関係する主管部門が是正を命じる。情状が深刻な場合は、 <u>1 人あたり 1,000 元以上 5,000 元以下の基準で罰金に処し、かつ工商行政管理部門が営業許可証を取り上げる</u> 。被派遣労働者に損害をもたらした場合、労働派遣単位及び雇用単位が連帯賠償責任を負う。	本法の規定に違反し、許可を取得せずに、勝手に労働派遣業務を経営する者には、労働行政部門が違法行為の停止を命じ、<u>違法所得を没収し、かつ違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金に処す</u>；<u>違法所得がない場合、50,000 元以下の罰金に処す</u>ことができる。 労働派遣単位、雇用単位が本法の労働派遣に関する規定に違反した場合、労働行政部門が期限を区切って是正を命じる：<u>期限経過後も是正されない場合、1 人当たり 5,000 元以上 10,000 元以下の基準で罰金に処し、労働派遣単位からその労働派遣業務営業許可証を取り上げる</u>。雇用単位が被派遣労働者に損害を与えた場合、労働派遣単位と雇用単位は連帯して賠償責任を負う。
経過措置等		
本決定公布前に法に依り締結された労働契約及び労働派遣協議は、期間満了の日まで継続して履行される。ただし、<u>労働契約及び労働派遣協議の内容が本決定の「同一労働同一賃金の原則に基づき同等の労働報酬配分方法を実行」に関する規定に合致しない場合、本決定に基づき調整しなければならない</u>；本決定施行前から労働派遣業務を経営する単位は、本決定の施行日から一年以内に法に依り行政許可を取得し、かつ会社登記変更手続きを完了しなければ、新しい労働派遣業務を経営できない。具体的な方法は、国務院労働行政部門が国務院関係部門とともに規定する。		

以上